

答申 第 68 号  
平成 16 年 8 月 27 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会  
会 長 山 下 淳

### 収集の制限の例外について(答申)

平成 16 年 8 月 26 日付け諮問第 68 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、収集の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

#### 記

##### 適当と認める理由等

- 1 阪神・淡路大震災の死亡者調査は、死者数についての検証作業を行い、統一性、正確性をもって消防庁へ災害報告を行うことを目的とするとともに、死因や死亡日等の各種統計データを取りまとめ、震災の教訓を後世に伝え、今後の防災体制を充実・強化していくための基礎資料を作成することを目的としています。
- 2 災害報告の対象者は、従来、当該災害が原因で直接的に死亡した者に限られていましたが、阪神・淡路大震災では、その被害の規模・程度の甚大さに鑑み、震災と相当な因果関係が認められると災害弔慰金判定委員会等で認められた一部の者についても、関連死という概念で対象とされています。  
そのため、災害報告は被災住所地での計上を原則としていますが、災害弔慰金支給がなされる居住地においても死者数に計上されているおそれがあるなど、報道機関等より、数値の正確性に疑義があると指摘を受けているところです。  
そこで、二重計上の有無を確認し、適正な災害報告を行うために、市町から災害報告の根拠となる死者の氏名、生年月日等の個人情報を収集することは、必要であると認められます。
- 3 また、阪神・淡路大震災は、日本災害史上有数の被害を生じた災害であり、その被害内容等に対して、社会的関心も非常に高いものがありながら、死亡者についての死亡日や死亡時年齢等を分析した各種統計データは、現在のところ完全な形で存在していません。このため、市町から死亡時の情報を収集して、このような統計データを作成することは、住宅や公共施設の耐震化の促進、老人や要介護者等の災害時要援護者対策の推進、災害時の救急医療体制の充実等、今後の防災体制を充実・強化していくために役立ち、必要性があると認められます。
- 4 さらに、本件調査では、国籍という社会的差別の原因となるおそれのあるセンシティブな情報を収集することになりますが、災害時要援護者対策の一環で、外国人の被災状況を把握することが求められるため、国籍を収集する必要性があると認め

られます。

なお、「災害や事故の状況を把握する事務を行うに当たり、身体に関する個人情報収集する場合」については、平成9年3月17日付け答申第1号で認めているところです。

- 5 また、次のとおり適切な個人情報保護措置が講じられていると認められます。
  - 電子メールで回収した調査票は、フロッピーディスク等に保存し、施錠ロッカーで保管すること、また、使用者を担当係員に限定していること。
  - なお、電子メールは、フロッピーディスク等に保存後、消去すること。
  - 災害報告の確定作業終了後の利用は、防災企画課による統計的なデータ作成に限るものとし、その場合においても、課長の承認を得ることが必要であること。